

## ○公害紛争処理制度の仕組み

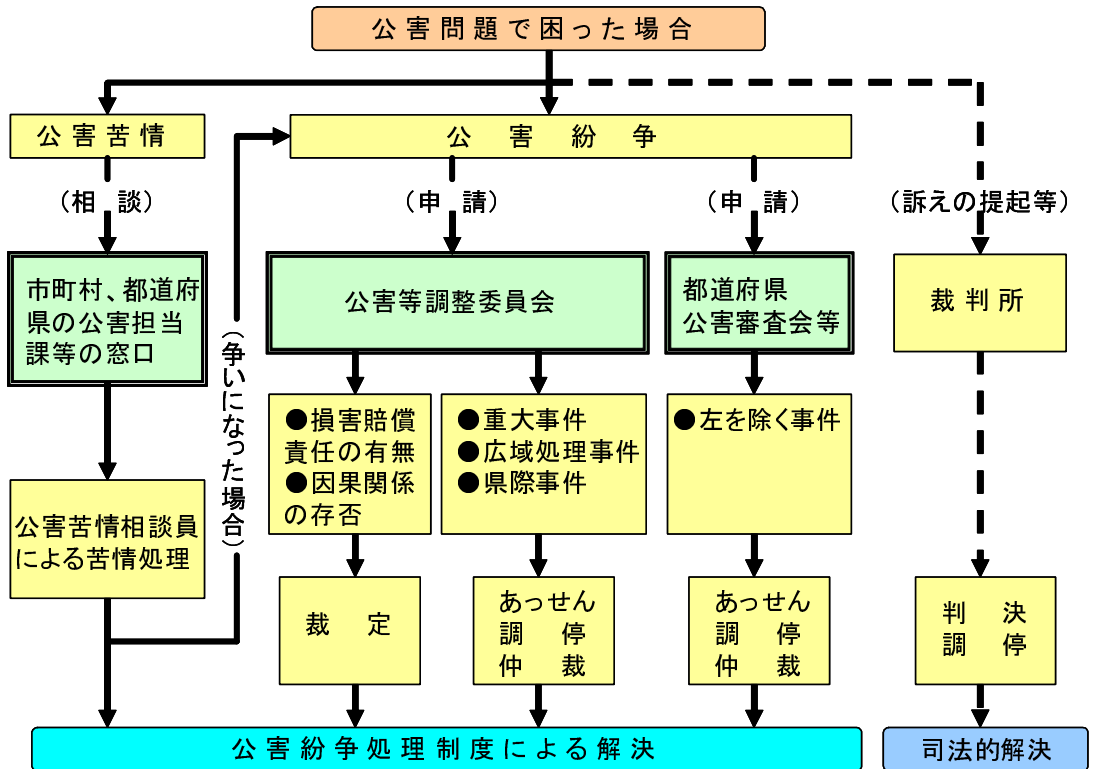
公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に「公害紛争処理法」(昭和45年制定)に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、国に公害等調整委員会が、都道府県に都道府県公害審査会等(奈良県には奈良県公害審査会)が置かれています。公害等調整委員会と都道府県公害審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっていますが、制度の円滑な運営を図るため、相互に密接な情報交換や連絡協議を行っています。

また、公害苦情を迅速・適正に解決するために、公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村に公害苦情の相談窓口が設けられています。

公害苦情の多くは、公害苦情相談窓口で敏速かつ適切に処理されていますが、次のような場合は、あっせん、調停、仲裁など公害紛争処理による解決が有効な場合があります。

- 苦情申し立て後、相当の期間が経過しても、なお解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われるとき
- 損害賠償など過去の被害の問題が中心になっており、第三者が仲介する必要がある場合
- 当事者が多数であり、被害が広範囲に及ぶような紛争 など

### 公害紛争処理の流れ



(公害等調整委員会ホームページから引用)